

議案第49号

朝来市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
朝来市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年6月16日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の制定によって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びデジタル庁設置法（令和3年法律第36号）の一部が改正され、国の情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されたことに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市個人情報保護条例の一部を改正する条例

朝来市個人情報保護条例（平成24年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第36条の見出し中「提供先」を「提供先等」に改め、同条第1号中「情報提供等」を「次号に掲げる情報提供等」に改め、同条第2号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第49号資料

朝来市個人情報保護条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(1) 保有個人情報(情報提供等記録を除く。) 当該保有個人情報の提供先</p> <p>(2) 情報提供等記録 <u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)</p>	<p>(保有個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(1) 保有個人情報(<u>次号に掲げる情報提供等記録</u>を除く。) 当該保有個人情報の提供先</p> <p>(2) 情報提供等記録 <u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)</p>